

忠岡町生活援助サービス従事者養成研修について

忠岡町では、平成29年4月から開始されました介護予防・日常生活支援総合事業の忠岡町独自の緩和された基準の訪問型サービスA等の従事者の養成研修を高石市と合同で開催します。

1. 日時

- 1日目 平成30年11月6日（火）午前9時30分から午後5時30分
- 2日目 平成30年11月7日（水）午前9時30分から午後5時30分
（終了には、2日間（合計12時間）の出席が必要です。）

2. 場所

高石市役所別館1階 会議室113 （高石市加茂4丁目1-1）

3. 内容

- ①介護保険制度や職務の理解 ②老化の理解・認知症の理解
- ③介護におけるコミュニケーション技術 ④介護における人権や尊厳
- ⑤生活援助の基礎知識

4. 受講対象者

訪問型サービスA等に従事する意思のある方で、忠岡町内に居住し、かつ、住所を有する方、または、忠岡町内に存する介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業を実施する事業所に従事する方（予定を含む。）

※介護福祉士、初任者(実務者)研修修了者、看護師、准看護師は、受講いただかなくても訪問型サービスAに従事いただけます。

5. 定員 20名（先着順）

6. 受講料 無料

7. 申し込み方法

受講申込書を記入の上、いきがい支援課まで提出してください。

8. 申込期限

平成30年10月31日（水）まで

9. その他

- 受講申し込み後の受講決定通知は行いません。申し込み多数による定員超過の場合のみ連絡いたします。
- 本研修を修了されたかたには、終了証書を交付します。
- 研修当日は、本人確認のための身分証明書等をご持参ください。
【例】①運転免許証②健康保険証③パスポート④マイナンバーカードなど
- この研修は、就労を保障するものではなく、就労の資格を取得するものです。
- 本研修会へのお越しの際は、駐車台数に限りがありますので、お車でのご来場は、なるべくお控えください。

10. 問い合わせ

忠岡町健康福祉部いきがい支援課

電話 0725-22-1122（内線202）